

政策企画部

No. 25

制 度 名	水道普及促進支援事業	主管課名	水政課 水道広域化推進室		
		問合せ先	029-301-3431		
目的・趣旨	新たに水道に加入する世帯が支払う水道加入経費の減免・補助を行う水道事業体（市町村等）に対し支援を行い、水道事業の安全、強靱、サービス持続の実現に寄与する。				
<p>[対象団体] 県内市町村及び水道事業企業団</p> <p>[対象事業] 各水道事業体を実施している水道加入経費の減免・補助事業</p> <p>[補助要件等] (1) 水道事業体において、水道加入経費の減免・補助制度の実施・拡充又は令和3年度以降新規に当該制度を新設し、係る規則、要綱要領等を策定していること。 (2) (1)の制度が、新たに水道加入し、かつその目的が生活利用のものを対象としていること。</p> <p>[対象経費] 水道加入に係る必要な経費に対する水道事業体の減免・補助実施に係る経費</p> <p>[補助限度額等] 上限3万円/1世帯あたり</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
水道加入に係る経費に対する減免又は補助		—	10/10	—	—
[令和6年度当初予算額] 262,770千円		[令和6年度補助対象団体] 30団体（予定）			
[備考]					